

## 提案基準 16

### 付属建築物として最低限必要な管理棟

市街化調整区域に存する、又は新たに設置する駐車場、資材置場、及び産業廃棄物の処理施設等（以下「施設」という。）を適正に利用するために最低限必要な管理棟を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

#### 基準の内容

- 1 管理棟の用途は、当該施設で作業する者のための最低限必要なものであること。
- 2 管理棟の位置は、当該施設内に建築するものであること。
- 3 管理棟の敷地の規模は、次によるものであること。
  - (1) 駐車場及び資材置場に係るものは、その面積が 2,000 平方メートル以上の場合に限り概ね 30 平方メートル以下であること。
  - (2) 産業廃棄物の処理施設等に係るものは、その面積が 5,000 平方メートル未満の場合は概ね 60 平方メートル以下、5,000 平方メートル以上の場合は概ね 80 平方メートル以下であること。
  - (3) 専用通路を必要とする場合は、当該専用通路部分の面積は含まないものとする。
- 4 管理棟の最高の高さは、10 メートルを限度とすること。
- 5 管理棟の敷地は、9 メートル以上（周辺状況によりやむを得ない場合は 6 メートル以上）の幅員を有する道路に接していること。
- 6 産業廃棄物の処理施設等は、「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」（神奈川県環境整備課・平成 11 年 5 月 1 日施行）に適合するものであること。
- 7 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。
- 8 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

#### 留 意 点

- 1 駐車場及び資材置場の管理棟においては、営業活動、事業活動を行わないものであること。  
また、土地を借地して行う場合は、相当期間の契約が成立していなければならない。
- 2 駐車場及び資材置場については、当該地での営利を目的とする建築物ではなく、当該地以外の場所で営業、事業活動の拠点が確認できなければならない。営業、事業の具体的な内容については、車両、資材の入荷出荷に際して、直接顧客対応がされないこと、また、管理事務所について、当該地内で作業する内容に基づき、必要最低限の建築物の規模とすること。
- 3 周辺状況によりやむを得ない場合は 6 メートル以上についての、周辺状況によりやむを得ない場合は、小区間で通行上支障のない整備済道路で、周辺の交通事情に対して、支障がないことが確認できる場合とする。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を平成 11 年 4 月 30 日以前に受けた既存の処理施設等の敷地に接続する道路は、小区間で通行上支障のない場合は基準の内容 5 中「周辺状況によりやむを得ない場合は 6 メートル以上」とあるのは「周辺状況により……は 4 メートル以上」と読み替えるものとする。
- 5 産業廃棄物の処理施設等の主管課は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課  
(担当は、県央地域県政総合センター環境部環境調整課)
- 6 基準の内容 8 については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。  
(本内容は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。)